00879

鳥取縣公報

昭和二十一年八月二日
第千七百三十三號　金曜日

本書ノ大サハ鳥定規格5A判

條例

◇鳥取縣條例第十二號

臨時鳥取縣稅國稅附加稅賦課徵收條例を次のやうに定め昭和二十一年七月一日からこれを適用する。

昭和二十一年八月二日

鳥取縣知事　林　敬三

臨時鳥取縣稅國稅附加稅賦課徵收條例

昭和二十一年度分鳥取縣稅國稅附加稅は昭和十五年九月鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例第五條第一項第一號乃至第四號の規定に拘らず其の賦課徵收期日は知事において別にこれを定める。

告示

◇鳥取縣告示第三百二十四號

緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業補助規程を次のやうに定める。

昭和二十一年八月二日

鳥取縣知事　林　敬三

緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業補助規程

第一條　緊急開拓事業の促進を期するため知事は本規程により毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する。

第二條　補助金は知事の適當と認めたる團体若しくは個人の行ふ左に掲げる施設に要する費用に對して之を交付する。

一、開墾工事施設

二、開拓道路施設

第三條　開墾工事施設に關する補助金は小團地に對する開田、開畑事業に要する費用に對しこれを交付する。

第四條　開拓道路施設に關する補助金は開墾に伴ふ地區外

道路の新設事業に要する費用に對しこれを交付する。

第五條　補助金の率は左の標準による。

一、開田、開畑を行ふものにあつてはその事業費の四割以内

二、開拓道路新設を行ふものにあつては事業費の五割以内

第六條　補助金の交付を受けようとする者は一號様式による申請書を左に掲ける書類を添付して之を知事に提出しなければならない。

一、事業計畫書（様式二號）

二、收支豫算書

三、補助金交付の事業に認可、許可、議決又は同意を要するものにあつては之を證する書面（未だ之を得ることの出來ないときは其の事由を記載した書類）

四、數人共同して事業を行ふときは事業施行に關する契約書の謄本

五、定款又は規約

數人共同して事業を行ふときは代表者を定め其の正當なことを記する書面を前項の申請書と共に提出すること。

第七條　補助金交付の指令を受けた者が第六條の書類に記載した事項に加へようとするときは重要な變更を豫め知事に屆出でなければならない。

前項の屆出があつた場合知事が必要があると認めるときは計畫の變更その他必要な事項を命ずることがある。

第八條　知事は必要に應じ補助金の前渡をなすことがある

補助金の前渡しを受けようとする者は申請書（様式四號）を知事に提出しなければならない。

第九條　補助金を請求しようとする者は毎年度終了後一ケ月以内に補助金請求書（様式五號）に事業成績書（様式六號）收支決算書（様式七號）を添付して知事に提出しなければならない。

第十條　前條による補助金は實地檢査の上これを交付する

第十一條　補助金交付の指令を受けた者は工事を開始又は終了（様式三號）したとき其の旨を知事に屆出でなければならない。

第十二條　補助金の交付を受けた者が左の各號の一に該當

する場合は知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

一、本規定に違反したとき。

二、補助金交付の條件に違反したとき。

三、事業施行の方法が不適當と認めたとき。

四、事業の停止、廢止等により竣功の見込がないと認めたとき。

第十三條　本規程により提出する書類は凡て所轄地方事務所を經由しなければならない。

附　則

本令は公布の日より之を施行する。

様式一號

緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業補助申請

別紙事業計畫書の事業（小團地開墾又は道路新設）を施行致したいから御補助せられたく緊急開拓小團地開墾及開拓道路事業補助規程によつて申請いたします。

年　月　日

住　所

知事殿

事業主体

様式二號

事業計畫書（開墾事業分）

一、事業施行地の現況

二、事業の目的及び計畫説明

三、工事の仕様

四、工事施行前後の土地の地目別合計

五、事業施行に因つて得べき增産見込數量

六、事業開始及び終了豫定時期

七、事業に要する費用豫算並びに明細書

八、事業施行地及びこれに隣接する土地の現形圖及び豫定圖（必要あるものに添付）

九、工事の年度割豫定

一〇、事業費の年度割豫定

事業計畫書（開拓道路分）

一、事業施行地の現況

二、事業の目的及び計畫説明

三、工事の仕様
四、事業開始及び終了の豫定時期
五、事業に要する費用豫算並びに明細書
六、工事の年度割豫定
七、事業費の年度割豫定
八、計畫圖（位置圖、縱横斷面圖及構造圖）

様式三號

工事着手（終了）屆

昭和　年　月　日附鳥取縣受開第二第　號指令緊急開拓小團地開墾（及開拓道路）工事は何年　月　日着手（終了）いたしましたから御屆いたします。

年　月　日

住　所
事業主体名

知事殿

様式四號

緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業補助金請渡申請

昭和　年　月　日附鳥取縣受開第二第　號をもつて指令になりました緊急開拓小團地開墾及開拓道路事業による補助金の請渡を受けたく申請いたします。

年　月　日

住　所
事業主体名

知事殿

様式五號

緊急開拓小團地開墾及び開拓道路事業の補助金請求書（第　回）

一金

昭和　年度事業施行のために支出した金額

開墾費　圓に對し四割
道路新設費　圓に對し五割

昭和　年　月　日附鳥取縣受開第二第　號指令の補助金を御交付下さるやう事業成績書及び收支決算書を添付請求いたします。

年　月　日

住　所

知事殿

様式六號

事業成績書

開墾

事業主体名

種別	事業量	同上内譯 前年度迄施行量	本年度施行量	増産見込數量	附記
開田				米　反當　石 麥　反當　石	
開畑				何々　反當　石 何々　反當　石	
計					

備考　利用狀況は詳細に記入せられたい。

様式七號

昭和　年度（自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日）收支決算書

收入

科目	前年度迄の收入額	本年度收入額	計	附記
計				

支出

科目	豫算總額	前年度迄の支出額	本年度支出額	計	殘額	附記
計						

◇鳥取縣告示第三百二十五號

昭和二十一年七月二十四日の縣參事會において議決された昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算昭和二十一年度特別會計自作農創設維持奬勵資金歳入歳出追加豫算及び昭和二十一年度特別會計畜牛增殖奬勵事業費歳入歳出追加更生豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年八月二日

鳥取縣知事　林　敬　三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算、

歳入

經常部	
第四款　使用料及手數料	二、〇〇〇圓
第二項　手數料	二、〇〇〇
第五款　國庫支出金	一二、九三二、〇九五
第一項　下渡金	五六九、五一一
第二項　補助金	一二、三六二、五八三
第六款　雜收入	三〇、〇〇〇
第三項　物品賣拂代	三〇、〇〇〇
經常部計	一二、九六四、〇九五
臨時部	
第一款　繰越金	八八八、七〇九
第一項　繰越金	八八八、七〇九
第二款　國庫支出金	一、〇三三、〇〇〇
第一項　補助金	一、〇三三、〇〇〇
第四款　寄附金	一五六、九五〇
第一項　寄附金	一五六、九五〇
第七款　縣債	六六二、〇〇〇
第一項　縣債	六六二、〇〇〇
臨時部計	二、七四〇、六五九
歲入合計	一五、七〇四、七五四
歲出	
經常部	
第三款　縣職員費	三九一、〇二八
第一項　俸給々料諸給	三九一、〇二八
第四款　警察費	四一一、九七七
第一項　俸給々料諸給	四一一、九七七
第六款　教育費	三、〇四九、三二七
第一項　國民學校職員費	一、九四〇、六二一
第二項　青年學校職員費	四四一、五七四
第三項　縣立學校職員費	六六七、一三二
第八款　厚生費	九、一〇九、八一三
第五項　厚生諸費	九、一〇九、八一三
第十款　地方振興費	一八、〇〇〇
第一項　地方振興費	一八、〇〇〇
第十三款　諸費	四〇、一一九
第三項　公金取扱費	二五、八〇〇

第四項　財產費	七、五〇〇
第五項　雜支出	六、八一九
經常部計	一三、〇二〇、二六四
臨時部	
第一款　警察費	五三七、二一一
第一項　警察費	五三七、二一一
第二款　土木費	三四四、六六六
第一項　道路橋梁費	五、〇〇〇
第三項　災害防除施設費	八九、六六六
第七項　炎害河川改良事業費	二五〇、〇〇〇
第四款　勸業費	一、七七七、四一三
第一項　農業費	四一八、七五〇
第三項　林業費	一、一〇四、四九八
第五項　畜產業費	二五四、一六五
第六款　開拓費	二五、二〇〇
第一項　開拓事業費	二五、二〇〇
臨時部計	二、六八四、四九〇
歲出合計	一五、七〇四、七五四
昭和二十一年度特別會計自作農創設維持資金歲入歲出追加豫算	
歲入	
第二款　諸收入	一二六、八七七圓
第一項　償還金	一二六、八七七
第三款　繰越金	一〇、〇七八
第一項　繰越金	一〇、〇七八
歲入合計	一三六、九五五
歲出	
第一款　縣債費	一三六、九五五
第一項　縣債費	一三六、九五五
歲出合計	一三六、九五五
昭和二十一年度特別會計畜牛增殖奬勵事業費歲入歲出追加更生豫算	
歲入	△印減高
第一款　使用料	一五〇、八八〇圓
第一項　使用料	一五〇、八八〇
第二款　諸收入	二二、五〇〇

第一項　物品賣拂代	二三、五〇〇
第三款　借入金	△一〇、〇〇〇
第一項　借入金	△一〇、〇〇〇
歳出合計	一六三、三八〇
歳　出	
第一款　增殖事業費	一六三、三八〇
第一項　種牡牛增殖費	一六〇、八八一
第二項　雜費	二、四九九

◇鳥取縣告示第三百二十六號

鳥取縣教員適格審査委員會は次のやうに組織した。

昭和二十一年八月二日

鳥取縣知事　林　敬三

鳥取縣教員適格者審査委員會委員

教員代表

地方教官	三木順治
地方教官	西村矩道
地方教官	金畑誠一
地方教官	田口源藏
地方教官	佐伯是信
地方教官	矢部輝男
地方教官	竹中榮

各界代表

鳥取縣農業會長	谷口源十郎
商工經濟會理事長	松田清松
鳥取縣勸學會評議員	西尾柳右衛門
日本海新聞社長	木村清一
鳥取縣佛教會長	片山幸巖
鳥取縣勞働中央委員會委員長	君野順三

昭和廿一年八月二日印刷
昭和廿一年八月二日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行者　鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣印刷所

00886